

管 第 91 号  
建 技 第 73 号

平成 30 年 7 月 3 日

(令和 3 年 7 月 1 日一部改定)

(令和 4 年 12 月 5 日一部改定)

部内各所属長 殿

土 木 部 長

### 現場代理人等の適正な配置の徹底について（改定）

このことを徹底するため、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）（別紙 1 参照）の配置状況の確認について、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

なお、「現場代理人等の適正な配置の徹底について（通知）」（平成 17 年 8 月 17 日付け管第 585 号、平成 19 年 3 月 16 日付け建技第 89 号）は、廃止します。

### 記

#### 1 発注者支援データベースシステム（JCIS又はCORINS。以下「システム」という。）（別紙 2 参照）導入所属における確認方法

請負者から現場代理人等届が提出された際に、当該工事の担当職員がシステムを使って現場代理人等の在籍確認、資格確認及び現場専任確認を行う（別紙 3 参照）。

システムで確認できない場合は、システム未導入所属と同様の確認方法をとるものとする。

#### 2 システム未導入所属における確認方法

システム未導入所属においては、次のとおり確認するものとする。

##### (1) 現場代理人等の在籍確認

ア 原則として健康保険被保険者証（原本）の提示を求める。

イ 健康保険被保険者証（原本）で確認できない場合は、次のいずれかの書面により確認する。

(ア) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（原本）

(イ) 所得税青色申告決算書（控え）

(ウ) (ア)、(イ)で確認できなかった場合、雇用契約書、給与台帳、社員証その他雇用

関係を証するもの

(2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の資格確認

次の書類の写しの提出を請負者に求める。

ア 主任技術者、専門技術者にあつては技術検定合格証明書又はこれに代わる書類

イ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成 28 年 6 月 1 日以降に講習を修了した者については監理技術者資格者証（表裏両面））

ウ 監理技術者補佐にあつては監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）

3 事業管理システムによる現場専任確認

1 又は 2 の方法により確認した後、富山県建設工事総合管理システム（現場代理人等入力：GB04400）において、現場代理人及び技術者の氏名を入力し、出力された帳票により、土木部及び農林水産部の既発注工事に配置されている現場代理人及び技術者と重複していないかを確認する。

4 現場代理人等が営業所専任技術者でないことの確認

現場代理人等が営業所専任技術者でないことを建設技術企画課の庁内掲示板に掲載されている建設業許可業者台帳で確認する。

5 現場代理人等が重複していた場合の対応

重複が存在した場合は、次のとおり対応する。

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たすものに交替を要求する。

（兼務工事申出書が提出されている場合は、平成 30 年 3 月 15 日付け建技第 462 号「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」を参照。）

(2) 条件を満たすまでは、工事の着工を認めない。

(3) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

6 適用年月日

令和 5 年 1 月 1 日

（事務担当）

管理課 入札・契約係  
建設技術企画課 技術指導係  
建設業係

## 確認事項一覧表

	現場代理人	主任技術者	監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
在籍要件	○	○(注)	○(注)	○(注)	○
資格要件	—	○	○	○	○
現場専任要件	○	○	○	○	—

(注)元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係(三ヶ月以上の雇用関係)が必要である。

## &lt;参考&gt;用語の解説

## 1 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者であり、当該工事現場に常駐することとされている(富山県建設工事標準請負契約約款第10条第2項)。

## 2 主任技術者

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法(以下「法」という。)第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(主任技術者)を置かなければならない(法第26条第1項)。

## 3 監理技術者・特例監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合においては、当該建設工事に関し、法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(監理技術者)を置かなければならない(法第26条第2項)。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている(法第26条第3項ただし書)。

#### 4 監理技術者補佐

監理技術者補佐とは、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有し、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者である。なお、監理技術者補佐として認められる職種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

#### 5 工事現場における監理技術者等の専任の考え方

富山県が注文者である工作物に関する工事で、工事1件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上のものについては、より適正な施工の確保が求められるため、監理技術者等は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない（法第26条第3項）。（特例監理技術者を設置した場合を除く）

#### 6 専門技術者

専門技術者とは、請負者が土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。法第26条第1項に規定する主任技術者に相当する者（当該建設工事に関し法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置くこととされている（法第26条の2）。

#### 7 営業所専任技術者

営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない（建設業法第7条第2号）。

許可の基準の一つであり、この基準の趣旨は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導のもとで建設業営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにある。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない。

#### 8 直接的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利関係）

が存在することをいう。(中略)したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

#### 9 恒常的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、(中略)、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

## 参考

### 【監理技術者等の工事現場における専任】

公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金が4,000万円以上。ただし、建築一式工事の場合は8,000万円以上。公共工事、民間工事を問わず、個人住宅を除くほとんどの工事が該当する）では、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者等を工事現場ごとに専任で置く必要がある（建設業法第26条第3項）。

この現場専任制度は、元請、下請にかかわらず、適用される。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

### 【2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）】

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合は専任が必要となるが、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。なお、この場合の同一の監理技術者が兼務できる工事現場数は2となる。（建設業法第26条第3項ただし書）

### 【元請負人の専任期間】

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となる。

### 【専任を要しない期間】

たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

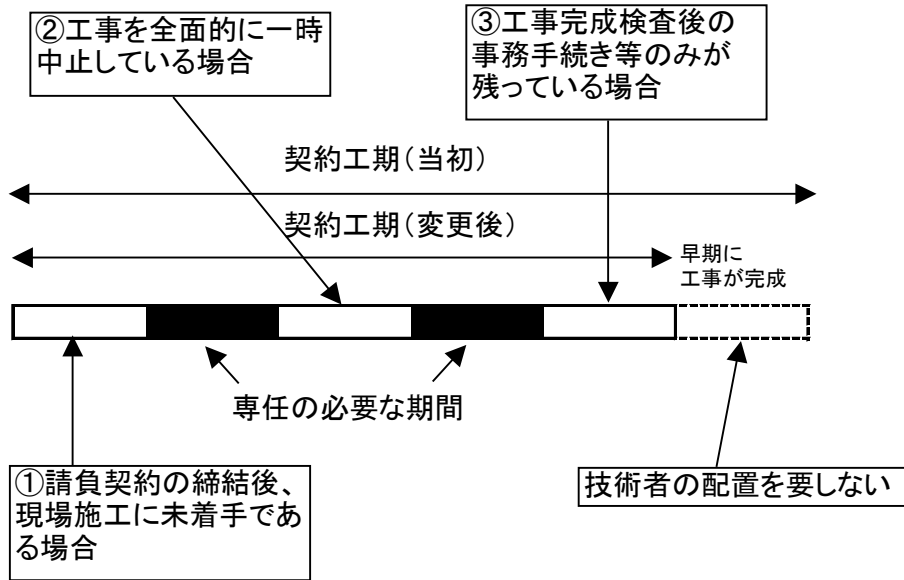
#### （注意事項）

専任を要しない期間中であっても、監理技術者等の配置は必要である。

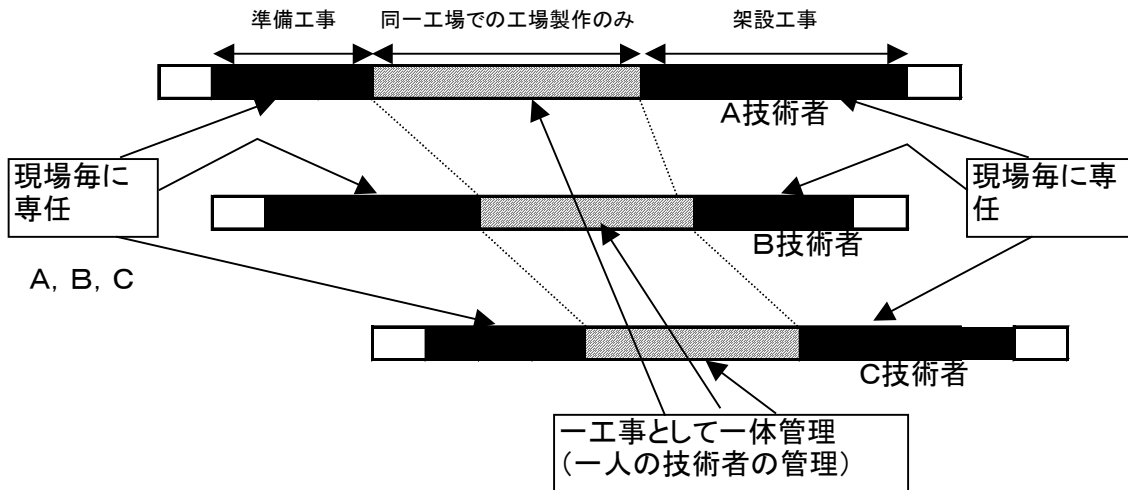
したがって、たとえば、監理技術者等が専任を要しない期間中の工事（例：工事を全面的に中止している期間中の工事）と、専任を要する期間中の工事（例：現場施工している期間中の工事）を兼務することは建設業法違反になる。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



- ④ ②又は③に類した理由で、工事が不稼動である期間
- ⑤ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



(注意事項)

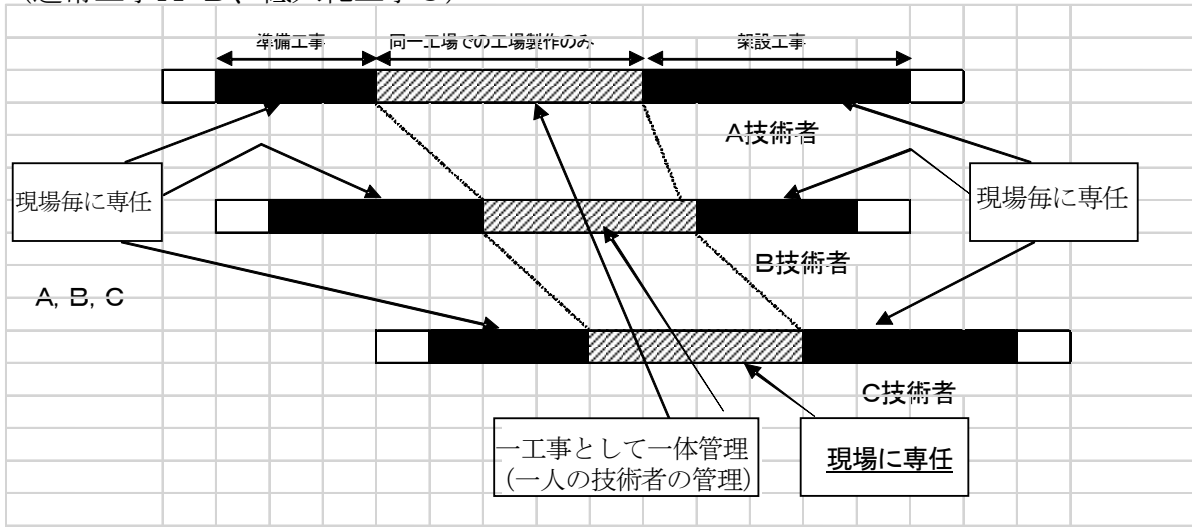
工場製作を含む低入札工事における技術者の配置については、「低入札案件における技術者の増員の義務付けに係る取扱いについて」（平成 21 年 3 月 13 日付け管第 86 号）に基づき、下記のとおり運用することとする。

(工事1件の請負代金が4,000万円以上の場合)

	役職	準備工事期間	工場製作期間	架設工事期間
通常工事	監理技術者等	専任	非専任	専任
	担当技術者(増員)	×	×	×
低入札工事	監理技術者等	専任	<u>専任</u>	専任
	担当技術者(増員)	専任	×	専任

専任:他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

(通常工事A・B、低入札工事C)

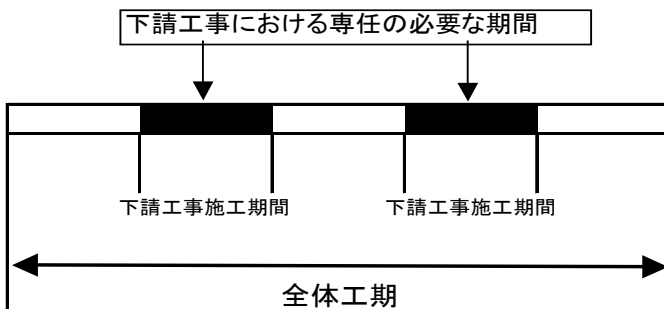


【下請負人の専任期間】

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

(注意事項)

工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても監理技術者等は現場に専任しなければならない。

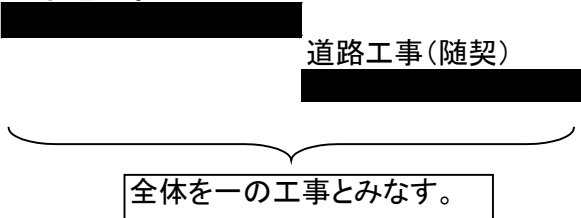


【専任を要する関連工事の取扱い】 (二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合)



⑥例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第27条第2項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

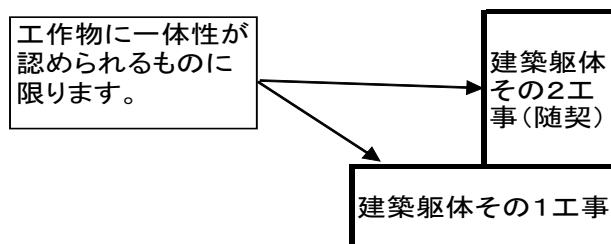
#### 下水道工事



⑦同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

#### （注意事項）

この規定は、専任の監理技術者についても認められている。この場合、建設業法第3条第1項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第26条第1項及び第2項（主任技術者と監理技術者の区分）等の規定については、一の工事として適用される。



#### 【営業所専任技術者と監理技術者等との関係】

特例として、下記の要件を全て満たす場合は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、監理技術者等の工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)）でないこと。